

2025（令和7）年 7月22日

文部科学省  
文部科学大臣 あべ 俊子様

2026（令和8）年度  
特別支援教育を含む教育関係予算等に関する要望

一般社団法人 日本自閉症協会  
会長 市川 宏伸

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22  
築地ニッコンビル 6階  
Tel03-3545-3380  
asj@autism.or.jp (担当 樋口)

日ごろより、自閉スペクトラム症（以下、自閉症という）をはじめとする発達障害への理解の促進、諸施策の実現のご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

私達、日本自閉症協会は、知的障害の有無にかかわらず全ての自閉症当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

要望の前提として、教育にあたっては、こどもの権利を擁護し、インクルーシブな教育環境の整備とともに、個に応じた教育を受ける権利を保障していただき、主体的に社会に参画する市民となるためのシチズンシップを年齢に応じて学ぶ機会を保障してください。

知的な障害のない発達障害の児童生徒の数が増える中、そうした生徒が主に在籍する普通学級や特別支援学級、通級指導教室（特別支援教室）に関わる環境の改善が必須です。そのため、特別支援教育関係予算のみでなく、その他教育関係予算の要望も入っています。

## 強度行動障害

### 1. 強度行動障害への取り組みをしてください。

- ① 教員の強度行動障害に関する理解を促進してください。
- ② 学校が強度行動障害の発症の原因になる場合が少なくないことを認識し、発症予防と重篤化防止に協力してください。
- ③ 強度行動状態にある児童に対しては、学校においても標準的支援を整理し、家族や福祉・医療分野と共通認識を持ち、一貫した対応をしてください。

## 教員の質

### 2. 幼稚園から高校までの一般校と特別支援学校の教員の自閉スペクトラム症（以下、自閉症）を含む発達障害生徒に対する理解と対応力および指導力を強化し、教員の「当たり外れ」と地域格差をなくしてください。

- ① 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」にそった教育支援体制の整備を推進してください。
- ② 管理職任用のカリキュラムに自閉症をはじめとする発達障害について学ぶ単元を加えてください。
- ③ かなめとなる学校長の育成をいっそう図ってください。

## 教員の処遇改善、負担軽減

### 3. 様々な障害生徒にきめ細かく関われるよう、教員の労働環境と待遇を改善し、教員不足を解消してください。

### 4. 特別支援教育「調整額」引き下げをしないでください。

レベルの高い人材育成・獲得のためには、特別支援教育「調整額」の増額、もしくは、それに相当する手当の支給をお願いします。

### 5. 少人数学級の推進と教職員の定数を改善してください。

- ① すべての中学校、高等学校について、早急に35人学級にしてください。将来は30人以下を目指す計画にしてください。
- ② 通常学級での支援力・教育力の強化のために教職員を増やしてください。

### 6. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを充実（数と質）してください。

## 特別支援学校

### 7. 特別支援学校の教員養成を強化してください

- ① 重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程を見直してください。
- ② コアカリキュラムを策定してください。
- ③ 特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集し、周知してください。（やりがい）
- ④ 免許法認定通信教育の実施主体を拡大してください。
- ⑤ 新任教員が自信をなくさないよう、大学での特別支援教育に関する学びを増やしてください。

### 8. 特別支援学校の教育対象となる障害種に自閉症を含む発達障害を明記してください。

### 9. 特別支援学校の過大と過密、教室不足の解消を早急に進めてください。

### 10. 最近の特別支援学校は従来に比べ知的にレベルの高い児童生徒が増加しています。特別支援学校での重度知的障害の児童生徒の教育を後退させず、各々のレベルに応じた教育を行ってください。

## 通級指導教室ならびに特別支援学級

### 11. 通級指導教室ならびに特別支援学級について

- ① 特別支援学級の学級編制基準を見直し、教員を増やし、きめ細かい教育を実現してください。
- ② 高等学校における通級指導教室の設置を加速してください。

### 12. 通常級での自閉症を含む発達障害生徒の受け入れの拡大

- ① インクルーシブ教育の推進にあたっては、「同じ教室で共に学ぶ」だけの統合教育ではなく、個々の生徒にあった環境で自分に合った内容を共に学ぶ権利を保障する真のインクルーシブ教育を行ってください。
- ② 発達障害を持つ子どもの中には、感覚過敏を抱えているケースが多く、これが集中力低下や不登校の要因の一つとなっています。本人が自覚していないこともあります。本人の様子から感覚過敏の影響を考察し、必要に応じ、教室環境の整備、座席配置の配慮、刺激を軽減する設備の導入などの配慮をしてください。

## 不登校、登校しぶり、フリースクール等

### 13. 不登校や登校しぶりの児童・生徒対策を推進してください。

- ① 登校しやすくなるための「環境調整」を学校に働きかけてください。
- ② リモートによる授業など生徒の状態に応じた多様な教育・学級運営を推進してください。
- ③ 学校に通えない子の健康診断については、地域のクリニックでの受診を可能とし、その費用を補助してください。
- ④ 残念ながら、自閉症をはじめとする発達障害の児童・生徒が不登校になるケースは珍しくありません。フリースクールや通信制サポート校は不登校の子の学びを補償するうえで重要なリソースになっています。フリースクールや通信制サポート校に通学する生徒への助成をしてください。
- ⑤ 2022年の法改正でサポート校等の位置づけが明文化されたことの結果、JRの通学定期券の対象外とならないよう、JRに働きかけてください。

## 外部評価

### 14. 自閉症の生徒に対する教育の質や配慮の内容に関しての外部評価を制度化してください。

以上